

厚生労働省補助事業（精神障害者社会復帰促進研修事業）

第21回全国精神保健職親研究会 開催案内

精神障害者社会適応訓練事業を 再構成するために

～ 自立支援法改正で位置付けはどう変わるか～

平成21年6月15日(月)

区立産業会館

会場：**BIZ新宿（研修室A）**

東京都新宿区西新宿 6 - 8 - 2

後援 全国精神保健福祉センター長会（予定）

主催 特定非営利活動法人
全国精神障害者就労支援事業所連合会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-23-13（株）ストローク内
TEL 03-3368-9290 / FAX 03-3362-9377
e-mail info@vfoster.org

第21回全国精神保健職親研究会

社会適応訓練事業を再構成するために

～ 自立支援法改正で位置付けはどう変わるか～

精神障害のある人の就労・雇用継続支援は他障害に遅れて始まり、その実績も現時点では他障害に遠く及びませんが、精神障害のある人の就労支援に係る法律だけは、障害者自立支援法、障害者雇用促進法、職業能力開発促進法、さらに、精神保健福祉法というように多くあります。

国はこのような現状を改善しようとしてか、平成17年公布した自立支援法を中心に新たな就労支援・継続の体系を組み立てようとしています。しかしながら、就労支援制度の連携やその運用のノウハウの乏しさ、実際に利用可能な地域資源の数等、同法が強調している障害のある人の就労自立とはうらはらに、実現には混乱や暗中模索というのが多いようです。

一方、我々になじみ深い精神保健福祉法の精神障害者社会適応訓練は、平成15年の一般財源化を契機に、国と地方の財政のひっ迫もあってか、全国的な傾向として次第にその規模を縮小しつつあり、山形県では、ついに我々が恐れていた社会適応訓練の廃止という最悪の事態が現実のものとなってしまいました。

社会適応訓練は3障害一元化という自立支援法の中で、とかく他障害の陰に隠れがちな精神障害のある人に特化した制度の一つであり、これまで大きな実績を挙げてきたのは、皆様ご承知のことです。この制度の廃止や縮小は精神障害のある人の訓練の機会を奪うものですし、また、訓練に協力をしてきた全国1,500か所以上の事業所の努力が水泡に帰すことにもなります。

精神障害のある人の就労支援制度の現在の動向を踏まえ、社会適応訓練事業をめぐる問題点、改善法等を関係者が本音で語りあい、情報交換を行うため、研究会を設けることにしました。職親の皆様、精神保健行政に携わる皆様の積極的なご参加をお願いします。

【開催日】 平成21年6月15日（月）

【会 場】 BIZ新宿（区立産業会館）研修室A

【対 象】 都道府県・政令市社会適応訓練事業担当者及び同事業協力事業所
社会適応訓練事業を利用している支援スタッフ等

【参加費】 3,000円

第21回全国精神保健職親研究会

テーマ：社会適応訓練事業を再構成するために

～ 自立支援法改正で位置付けはどう変わるか～

6月15日(月)

10:00～10:10	主催者挨拶
10:10～10:30	基調報告 社会適応訓練事業を取り巻く状況について報告します。 講師：佐藤宏（元・職業能力開発総合大学校）
10:30～12:30	シンポジウム：社会適応訓練事業を再評価する 社会適応訓練事業を今後どのようにしたらよいか、廃止したり、拡大したり、工夫を加えたりした都道府県行政の関係者に情報提供していただきます。 ・社適予算の減額反対運動報告 高橋年男（沖縄県精神障害者福祉会連合会・事務局） ・山形の現状 阿部吉明（上山病院・山形県精神保健職親会事務局） ・兵庫県での社適の運用方法について 荻野勝己（兵庫県障害福祉局障害者支援課・課長補佐） 岡本早苗（兵庫県障害福祉局障害者支援課・就労支援係） 司会：舘暁夫（西南学院大学）

休憩

13:30～14:15	社会適応訓練事業の現状と評価について 精神障害者社会適応訓練事業は、障害者自立支援法に位置付ける方向で検討が進められています。平成15年度から一般財源化されて以降、大きな転換点を迎えているこの事業についての考え方を紹介していただきます。 西平俊秀（厚生労働省精神・障害保健課；企画法令係長）
14:15～16:00	意見交換：社適事業をどう再構成するか 参加者の皆さま全員で今後の社会適応訓練のあり方について、意見交換をしたいと思います。 指定発言：職親事業所、保健師他 司会：桑原寛（神奈川県精神保健福祉センター長）
16:00	閉会

BIZ新宿 (区立産業会館)

東京都新宿区西新宿 6 - 8 - 2

【最寄り駅】

東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」下車(2番出口)徒歩5分

都営大江戸線「都庁前駅」下車(A7番出口)徒歩8分

